



この標識、知ってますか？

この標識は、普通自転車専用通行帯(標識令327の4の2)の交通規制標識です。

県内では、通勤手段の変化による自転車利用者が増加している中で、自転車利用者のルール無視による自転車と歩行者の事故が発生しており、自転車通行環境の整備による歩行者の安全の確保が強く求められています。

このため、山梨県警察では、自転車通行環境の整備の一環として「自転車専用通行帯」を設置しています。

現在、次の箇所に自転車専用通行帯が設置されています。

- ・ 甲府市丸の内地区内「ボランティア通り」
～ 甲府警察署前交差点から穴切神社入り口交差点までの間
- ・ 甲府市上町地区内「けやき通り」
～ 小瀬スポーツ公園入口交差点から小瀬スポーツ公園前交差点までの間
- ・ 甲府市国母地区内「国母通り」
～ 市場西入口交差点から高畑交差点までの間
- ・ 甲府市朝日町地区内
～ 甲府合同庁舎北交差点から朝日三丁目交差点までの間
- ・ 甲府市上石田地区内「廃軌道(国道52号)」
～ 貢川交番南交差点から貢川橋西詰までの間
- ・ 甲府市里吉地区内
～ 里吉団地南交差点から砂田橋南交差点までの間
- ・ 甲斐市島上条地区内「主要地方道甲府葦崎線」
～ 敷島仲町交差点から東町交差点までの間

自転車専用通行帯では、

○ 自転車は

車道の歩道側の路面に標示がされた場所を、車と同じ方向へ一方通行で走行してください。自転車専用通行帯は右側通行(逆走)することはできません。逆走した場合は交通違反ですので注意して下さい。

○ 自動車やバイクは

自動車やバイクは自転車専用通行帯を走行することはできません。走行した場合は交通違反ですので注意して下さい。

但し、車道沿いの店舗に入る際や、救急車等の緊急自動車に道路を譲る場合などの際には、自転車専用通行帯へ進入することができます。